



【お問い合わせ】
可茂消防八百津出張所
☎ 43・0476

住宅用火災警報器は設置されましたか？

平成 23 年 6 月 1 日から、今お住まいの住宅にも住宅用火災警報器の設置が義務化されています。



近年、住宅火災による死者が増加しています。火災による死者の9割は住宅火災での死者です。その死者のうち、6割が65歳以上の高齢者となっています。また、死者の7割が逃げ遅れなのです。このような背景から、住宅火災での逃げ遅れを失くすために、住宅用火災警報器の設置が義務付けられるようになりました。

住宅用火災警報器の設置義務は、かけがえのない町民のみなさんの生命を火災から守るために決められたものです。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

注意!! 住宅用火災警報器の訪問販売

これに伴い、消火器と同様に悪質な訪問販売をする業者があらわれています。

※住宅用火災警報器は、電気店やホームセンターなどで容易に購入できるもので、消防署では販売していません。



幼児、児童等連れ去り事件などの未然防止

□セーフティファイブを、普段からよく言い聞かせておく。

1. 一人にならない
2. ついて行かない
3. 大声を出す
4. 近づかない
5. 話す

□子どもが遊びに行くとき、外出するときは必ず行き先を確認する。

- ・普段から子どもの遊び場、遊び友達、通園通学路など、子どもの行動範囲を把握しておく。
- ・子どもの帰りが遅いときは、すぐに確認する。

□子どもだけで遊ばせない。

- ・子どもの遊んでいるところを見まもる。
- ・子どもの遊び友達の保護者間で相互に連絡を取り合う。
- ・自宅周辺の「子ども110番の家」を子ども達と一緒に確認する。

□子ども連れの不審な人物を見かけたら、「一声」かけて確かめる。

- ・不審に感じたら、まず一声かける。
- ・ご近所の人と連携して「人相」「着衣」などをメモしておく。

□万が一、子どもが連れ去られた場合は、すぐ110番。

- ・車などで、連れ去られそうになっているの見かけたら、大声で近くの人に知らせる。
- ・近くの人と連携して「車の色」「ナンバー」「人相」「着衣」などをメモしてすぐに110番する。
- ・「子どもの様子をうかがう」「自動車内から子どもに話しかけている」など不審な人物を見たら、110番または最寄りの警察へ通報する。

☆ご家庭と地域が一体となった取り組みが連れ去り防止の大きな力となります。地域ぐるみで、お互いのお子さまを相互に見守りましょう。

